

本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書（C - 5250）

この申請書は、輸出（入）者が異なるごとに提出し、1通に承認印を押なつて申請者に交付し、輸出（入）申告の際申告書に添付する。

「**係留場所**」欄には、本船又ははしけの接岸岸壁等の名称を記載するものとするが、船舶が入港していないために係留場所が未定の場合又は航空貨物についての搬入前申告扱いの場合には、記載を省略して差し支えない。

「**積付けの状況**」欄には、本船扱いの場合にのみ記載するものとし、承認を受けようとする貨物が積載される船倉番号及び船倉ごとの積付け数量等を記載する。

なお、この記載に代えて積付図を添付しても差し支えない。

「**備考**」欄には、例えば、本船扱い又はふ中扱いの申請に係る貨物について2件以上の輸入申告書が提出される場合には、輸入申告番号及びそれに対応する数量を記載する。